

宮崎県立看護大学情報化推進専門部会規程

令和3年4月1日
規 程 第 2 号

(趣旨)

第1条 宮崎県立看護大学将来構想・自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）に、宮崎県立看護大学情報化推進専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、下記の事項を所掌する。

- (1) 情報化の推進に関して、関連する学内組織との連携や基本方針の検討に関すること。
- (2) 本学における情報セキュリティ対策を統一的、体系的に推進するための情報セキュリティに関する事項の検討に関すること。
- (3) その他、情報化の推進及び情報システムに関すること。

(任期)

第3条 部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、委員会が指名する部会員がその職務を行う。

(基幹システム管理者)

第5条 部会に基幹システム管理者を置く。

2 基幹システム管理者は、本学の情報システムの運用及び基幹システムのセキュリティ対策の管理等を行う。

3 基幹システム管理者は委員長が指名する。

(定足数)

第6条 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第7条 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長は、必要があると認める場合は、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て委員会が定める。

附 則
この規程は、令和３年４月１日から施行する